

当初設計書		設 計		精 算	
起工番号 : 橋維(委)第 9 号 会計年度 : 令和 8 年度 事業名 : 橋りょう長寿命化事業 業務名 : 末の本橋補修対策検討業務委託 設計部課名 : 都市建設部公園土木管理事務所 業務場所 : 久留米市 梅満町 地内 履行期間 : 200日間 単価世代 : 令和08年09月01日 公共 諸経費率 : 公共委託 令和07年10月					
設 計 の 概 要	(当初設計) 補修対策検討 1橋				

業 務 委 託 料 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
本業務費						
直接原価	1	式				
直接原価(積上)	1	式				
現地確認調査	1	式				
計画準備	1	式				
現地踏査	1	業務			単 1 号	
外観変状調査及び品質試験	1	業務			単 2 号	
データ整理・損傷図作成	1	業務			単 3 号	
原因推定および補修対象箇所の抽出	1	業務			単 4 号	
報告書作成	1	業務			単 5 号	
補修対策検討	1	業務			単 6 号	
設計計画	1	式				
	1	橋			単 7 号	

業 務 委 託 料 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
設計条件の確認	1	橋			単 8 号	
比較型式選定	1	橋			単 9 号	
概略設計計算	1	橋			単 10 号	
基礎工検討	1	橋			単 11 号	
概略設計図	1	橋			単 12 号	
概算事業費算出	1	橋			単 13 号	
比較一覧表作成	1	橋			単 14 号	
照査	1	橋			単 15 号	
報告書作成	1	橋			単 16 号	
地震時保有水平耐力法による耐力照査	1	式				
地震時保有水平耐力法による耐力照査	1	業務			単 17 号	
打合せ協議	1	式				

業 務 委 託 料 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
業務着手時	1	業務			単 18 号	
中間打合せ 4回	1	業務			単 19 号	
成果物納入時	1	業務			単 20 号	
直接経費	1	式				
旅費交通費(率計上分)	1	式				
電子成果品作成費(率計上分)	1	式				
電子計算機使用料及び機械器具損料	1	式				
鉄筋探査 電磁波レーダー法	6	箇所				
舗装はつり試験	1	箇所				
コンクリートはつり試験	1	箇所				
コンクリートコア採取 L=0.2m φ 50～100mm 復旧含む	5	本				
コンクリートコア採取 L=1～3m φ 50～100mm 復旧含む	4	本				

業 務 委 託 料 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
中性化深さ試験 コア法	1	本				
圧縮強度試験 コア法	6	本				
ASR試験 エネルギー分散分光器 (EDS)	5	箇所				
ASR試験 走査型電子顕微鏡法 (SEM)	5	箇所				
ASR試験 残存膨張量 アルカリ溶液浸漬法	3	箇所				
ファイバースコープ確認	1	箇所				
直接原価計	1	式				
その他原価	1	式				
業務原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
設計業務価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				

末の本橋補修対策検討業務委託

[illegible]

業務委託一般仕様書

令和8年9月

久留米市

第1章 総 則

1.1 適用

- (1) 業務委託一般仕様書は久留米市の発注する設計、測量、地質等調査、物件等調査などの業務委託に適用する。
- (2) 業務の履行に当たっては、本一般仕様書によるほか、「福岡県県土整備部 令和7年10月 設計業務等共通仕様書・測量業務共通仕様書・地質調査業務共通仕様書」「福岡県県土整備部 令和7年5月 用地調査等業務共通仕様書」及びその他関係法令等に準拠する。

1.2 法令等の遵守

受注者は、実務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.3 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.4 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.5 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。なお、受注者は、河川管理者協議や、所轄警察署に道路使用許可を取るなど、業務遂行上必要な手続きを確実に行わなければならない。

1.6 賠償責任

本業務中に発生した現場における諸事故に対する責任は、受注者が負い、そのことによる他人に与えた損害などは、すべて受注者の責任において処理することとする。

1.7 再委託

受注者は業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を再委託することはできない。なお、協力者は、福岡県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合などを問わず、公共機関の指名停止期間中であってはならない。

1.8 許可申請

受注者は、業務に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅延なく行わなければならない。

1.9 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、市の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。

- | | | |
|-----------|---------|---------------|
| (1) 着手届 | (2) 工程表 | (3) 管理技術者届 |
| (4) 職務分担表 | (5) 完了届 | (6) 業務委託料請求書等 |

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.10 業務計画書（作業計画書）

受注者は、契約締結後、14日（休日等を含む）以内に業務計画書（作業計画書）を作成し、監督職員に提出しなければならない。業務計画書に記載する事項は以下のとおりとする。

- | | | |
|----------------------|------------------------|----------|
| (1) 業務概要 | (2) 実施方針 | (3) 業務工程 |
| (4) 業務組織計画 | (5) 打合せ計画 | |
| (6) 成果物の品質を確保するための計画 | (7) 成果物の内容、部数 | |
| (8) 使用する主な図書及び基準 | (9) 連絡体制（緊急時含む） | |
| (10) 使用する主な機器 | (11) その他、監督職員が必要と認めたもの | |

※(2) 実施方針又は(11)その他には、個人情報等の取扱い、安全等の確保及び行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

1.11 業務工程管理

受注者は、業務工程に変更を生じた場合には、速やかに変更業務工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果物の検査

- (1) 受注者は、業務完了時に市の成果物検査を受けなければならない。
- (2) 成果物の検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに、当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.14 引渡し

成果物の検査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、市の検査職員の検査をもって、業務の完了とする。

1.15 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.16 土地の立ち入り

本業務を実施するにあたり第三者の土地に立入る場合は、予め身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。また、その関係者と緊密な連絡を取るなどして業務の円滑な遂行を期さなければならない。

1.17 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.18 調査・設計業務カルテの作成登録

受注者は、契約金額が 100 万円（完了時）以上の業務については、契約締結後、及び内容に変更が生じた都度、業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、「調査・設計業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受け上で、(財)日本建設情報総合センターに登録申請し、受領の写しを監督職員に提出しなければならない。

1.19 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、市、受注者協議の上、これを定める。

1.20 設計図書の変更等に関する事項

設計図書の変更等については、設計業務等委託契約書第 18 条から第 26 条及び共通仕様書等に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計業務等変更ガイドライン（2021（令和 3）年 4 月）久留米市」によることとする。

1.21 ワンデーレスポンス

本業務は、ワンデーレスポンスの対象であるため、「ワンデーレスポンス実施要領（久留米市）」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むこと。

1.22 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「ウィークリースタンス実施要領（久留米市）」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むこと。

第2章 暴力団排除に関する事項

- 2.1 受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務の妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
 - (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

第3章 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

- 3.1 受注者は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
 - (2) 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

第4章 障害者差別の解消に関する事項

- 4.1 受注者は、業務の実施に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

第5章 契約に関する事項

- 5.1 余裕期間
- (1) 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から200日間であるが、業務着手前の余裕期間10日間を含んでいる。
 - (2) 余裕期間内は、原則として着手しないものとするが、監督職員との協議により着手することもできる。この場合において着手とは、管理技術者が設計業務等の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。
 - (3) 調査・設計業務カルテ登録は、余裕期間終了日までに行うこと。ただし、余裕期間内に着手する場合はその前日までに行うこと。
- 5.2 着手届
- (1) 着手届は、余裕期間経過後7日以内に提出すること。ただし、余裕期間内に着手する場合には、その前日まで提出すること。
 - (2) 工程表は、着手届と合わせて提出すること。
 - (3) 工程表には、余裕期間を表示すること。

末の本橋補修対策検討業務委託 特記仕様書

第1条 【業務の目的】

本業務は、現状上下部工に損傷が生じている久留米市道梅満 B206 号線が池町川を横断する位置に架かる末の本橋に対し橋梁調査を実施し損傷要因を特定し、橋梁補修案、一部橋梁部位架替え案、橋梁全体の架替え案等について検討し、今後の補修対策方針の決定の基礎資料を作成するものである。

第2条 【適用範囲】

本特記仕様書は、「末の本橋補修対策検討業務委託」に適用するものであり、本仕様書に定めのない事項については、監督職員との協議により定めるものとする。

第3条 【業務内容】

- 1) 名 称 末の本橋補修対策検討業務委託
- 2) 位 置 久留米市 梅満町 地内（別紙位置図のとおり）
- 3) 設計条件項目 設計業務 補修対策検討

第4条 【管理技術者及び技術者】

- 1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- 2) 管理技術者は、業務履行にあたり、技術士（下記(ア)・(イ))、またはこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはシビルコンサルティングマネージャー（下記(ウ)）（以下「RCCM」という。）の登録を受けているものとし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
 - (ア) 技術士（総合技術監理部門）
 - (イ) 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート、または、道路）
 - (ウ) RCCM（鋼構造及びコンクリート、または、道路）
- 3) 受注者は、業務の進歩を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

第5条 【照査技術者】

照査技術者は、業務履行にあたり、下記のいずれかの資格を有している者とし、技術士（下記(ア)・(イ))、またはこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCM（下記(ウ)）の登録を受けているものでなければならない。
なお、本業務において照査技術者は管理技術者を兼務できないものとする。

- (ア) 技術士（総合技術監理部門）
- (イ) 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート、または、道路）
- (ウ) RCCM（鋼構造及びコンクリート、または、道路）

第6条 【業務内容】

本業務の内容は、以下のとおりとする。

1) 現地確認調査

①計画準備

対象橋梁に対する既往成果や点検調査資料等を収集する。また、以下に示す現地踏査結果を踏まえ、詳細調査の項目、方法、仮設備計画、実施体制、工程計画、安全管理、その他必要事項等を整理した作業計画書を提出する。

②現地踏査

詳細調査に先立ち現地踏査を実施し、橋梁やその周辺状況の現状を把握（損傷・劣化の程度、交通状況、周辺環境状況、現地調査方法、施工ヤード等）する。踏査結果は写真撮影を含め整理を行う

③外観変状調査及び品質試験

上部工及び下部工、その他附属施設全般に対し、損傷箇所の把握を目的とした近接目視による外観変状調査を実施する。また、橋梁形状や損傷要因の特定を目的とした各種品質試験を実施し、以後の検討に必要なデータとして整理を行う。損傷の状況により、数量の変更及び追加試験等が生じる場合は、監督員との協議により決定する。

④データ整理・損傷図作成

損傷数量が計上できるように、損傷データの整理、損傷図の作成を行う。

⑤原因推定および補修対象箇所の抽出

外観変状調査結果や各種品質試験結果より、対象範囲全体の損傷状況・位置を整理し、補修の要否を判定し、補修箇所の抽出を行う。

⑥報告書作成

以上の検討内容及び成果を取りまとめ、報告書を作成する。

2) 補修対策検討

①設計計画

業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

②設計条件の確認

道路条件、河川交差条件、地質条件等を確認し、本設計用に整理を行う。

③比較型式選定

設計条件、外観変状調査及び品質試験の結果を基に補修対策案を選定する。

④概略設計計算

上部工を架け替える案については、主要部材の概算応力計算及び概略断面計算を行い、主桁配置、桁高等の決定を行う。

⑤基礎工検討

下部工及び基礎工を架け替える案については、躯体及び基礎工の型式規模を想定し、概算の応力計算及び安定計算を行う。

⑥概略設計図

補修対策案ごとに対策内容が把握できる一般図・仮設図を作成する。

⑦概算事業費算出

補修対策案ごとに事業として必要な概略数量を算出し、概算事業費を算定する。

⑧比較一覧表作成

比較一覧表を作成し、経済性や構造的、施工性、周辺環境への影響を考慮のうえ、総合的な推奨案を立案する。

⑨照査

以下の条件を標準に照査を実施する。

- ・ 現地の状況のほか、基礎情報を収集，把握しているか。
- ・ 基本的条件の整理が終了した段階で、地形，地質，土地利用，周辺整備などが設計に反映されているか。
- ・ 検討方針及び検討手法が適切であるか。
- ・ 設計計算，設計図，概算工事費の適切性及び整合性。
- ・ 補修対策の推奨案が適切に選定されているか。

⑩報告書作成

以上の検討内容及び成果を取りまとめ、報告書を作成する。

3) 地震時保有水平耐力法による耐力照査

①地震時保有水平耐力法による耐力照査

橋梁架替え案については、液状化地盤に打設される杭基礎を想定しており、地震時保有水平耐力法による耐力照査を実施し、構造を立案するものである。なお、地質調査資料については、福岡県が事業を進めている池町川放水路の調査資料を入手し使用すること想定している。

4) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間 4 回、成果品納入時とする。

業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。

5) 直接経費

①鉄筋探査

電磁波レーダー法により、主要断面における鋼材位置・かぶりを推定する。また、コア採取する箇所についても配置鉄筋の切断や損傷を避けるため鉄筋位置を確認するものとする。

②舗装はつり試験

橋面より舗装をはつり、間詰めコンクリート上面より横締め PC 鋼棒位置を特定する。

③コンクリートはつり試験

鉄筋探査を実施し、鉄筋の位置を確認した上で詳細なはつり調査位置を決定する。調査は既設鉄筋のかぶり、径、ピッチおよび腐食状況の確認を行い、補修設計の資料とする。確認後は、所定の断面修復材で確実に補修するものとし、使用する材料については、事前に監督職員に承諾を得るものとする。

④コンクリートコア採取

コア採取は $\phi 75\text{mm}$ を基本とし、0.2m:5本(橋面、張出し床版、橋台下部)、1~3m:4本(橋台上部下部)を標準とする。但し、配筋状況により $\phi 75\text{mm}$ の採取が困難な場合は、採取可能な径に変更してもよい。また、コア採取後は所定の断面修復材で確実に補修するものとし、使用する材料については、事前に監督職員に承諾を得るものとする。

⑤中性化深さ試験

採取したコア1本(張出し床版)を用いて、フェノールフタレインによりコンクリートの中性化深さを測定する。

⑥圧縮強度試験

採取したコア6本(間詰めコンクリート1本、張出し床版1本、橋台上部下部4本)を用いて、圧縮強度の確認を行う。

⑦ASR試験

採取したコア5本(張出し床版1本、橋台上部下部4本)を用いて、SEM-EDS試験によりひび割れの原因となるゲル状物質(アルカリシリカゲル)の存在の確認及び使用材料の成分分析を行う。また、採取したコア3本(張出し床版1本、橋台下部2本)を用いて残存膨張量試験を行い、コンクリートの将来的な膨張性について確認を行う。

⑧ファイバースコープ確認

ファイバースコープを用いてシース管内の腐食状況、グラウト充填状況の確認を行う。

第7条 【提出書類】

提出書類は、詳細については監督職員と協議し、提出しなければならない。

提出書類として

1) 設計図

縮小版製本折りたたみ A4 判 2 部とする。

2) 報告書

バインダー形式 A4 判 2 部とする。

3) データ

電子成果物 2 部 (報告書・その他資料: 1 枚、図面: 1 枚)
(ファイル形式)

報告書: PDF、Word、Excel

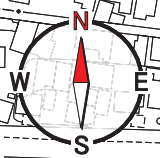
図 面: PDF、DWG、DXF、SFC すべて書込むこと。

第 8 条 【準拠図書】

業務は、下記に掲げる最新版の図書に準拠して行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督職員の承認を受けなければならない。

- 1) 設計業務等共通仕様書（令和 7 年 1 0 月版 福岡県県土整備部）
- 2) 久留米市橋梁定期点検マニュアル（平成 2 7 年 3 月 久留米市）
- 3) 道路橋定期点検要領（令和 6 年 3 月 国土交通省、道路局）
- 4) 橋梁定期点検要領（令和 6 年 7 月 国土交通省、道路局、国道・技術課）
- 5) コンクリート標準示方書（維持管理編）（令和 5 年 3 月 土木学会）
- 6) コンクリート診断技術（令和 7 年 日本コンクリート工学会）
- 7) コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針 2022
（令和 4 年 6 月 日本コンクリート工学会）
- 8) その他関係法規に関する図書

位置図



国道264号

白梅公園

梅満町

業務箇所

末の本橋

梅蔵町

大隈公園

梅赤西公民館

